

指 定 理 由 書

- (1) 名 称 かち染袱紗 (かちぞめふくさ) 附包紙二枚
- (2) 種 別 工芸品
- (3) 形状、員数 形状 茶用袱紗
寸法 (本体) 縦 26.0 cm 横 26.7 cm
(内包紙) 縦 32.0 cm 横 45.0 cm
(外包紙) 縦 35.0 cm 横 48.0 cm
員数 1 枚
材質 絹 (藍染)
作者 相生屋勘右衛門
時代 天保年間 (推定)
- (4) 所 在 地 姫路市書写 1223 番地 (姫路市書写の里・美術工芸館)
- (5) 所 有 者 姫路市
- (6) 時 代 江戸時代
- (7) 説 明 下記のとおり

かち染

かち染は和歌に「はりまなるしかまのいちにそむとききしかぢよりこそはわれはきにしか」(藤原輔相、10世紀前半)と詠われているように、平安時代から姫路の地で染められていた藍染で、温暖で肥沃な土地で育てられた播磨の藍を用いて、何度も藍液に浸け黒に近いほど濃く染め上げたとされる。藍染は布に耐久性をもたらすことから、中世になると武家を中心に直垂や素襖などにさかんに用いられるようになった。『平家物語』でも「しかまのかちの直垂に…」と記されるように、かち染は姫路産の藍染としてその名が知られていたものと思われる。しかし、江戸時代になるとかち染は廃れ、その染法についても不明となってしまった。現在においても、藍の液に何度も浸染すること以外に具体的な染法についてはわかっていない。また、姫路産のかち染と明白に実証できる作品についても皆無である。

かち染袱紗

すでに染法が不明となってしまっていたかち染を復興しようと試みたのが姫路藩国家老の河合寸翁で、姫路東紺屋町の染商・相生屋勘右衛門を通じてかち染の復元を図った。なお、復元にあたって京都東寺の舞衣を参考にした旨が林述斎宛の手紙に記されている。

兼而被仰付候高砂染並褐染等此間漸出来則後便ニ差立申候。 (中略) 抑褐染之事ニ付先年も申上候様相覺候京師東寺之庫ニ康正二年之舞衣存し在之候而褐染今少分明ニ御座候を、右之破片を懇望候而当地古染法と相考へ候。右之舞衣色うすく御座候。康正と申候而も四百年ニ及候事故、色の退候事と奉存候。左候へハ只今相伝候染方之稍濃過候處、却而真色ニ可在之哉ニ御座候。何分御夏服ニ御間ニ合

よふ一日も早く出来候様申付候。

出展：『河合寸翁伝二』（酒井家史料写本）

さらに、『姫路紀要』には、茶用の袱紗も制作されたことが次のように記されている。

河合寸翁の時に至り種々研究の末之を再興し、相生屋勘右衛門に茶用袱紗などを染出さしむ、其の色は濃き紫紺にして少しく赤味を帶ぶ、幾度も藍瓶につけて染めたるものなりといふ、其の布片の一端に雌雄の鹿を透しにてあらはせるは、鹿間の意を寓したるものならん、之を古代のものに比するに其の色更に濃し

出展：『姫路紀要』大正元年（1912）

この現品は長年確認されていない中、この記述通りの袱紗が平成9年に京都の古裂商を通して見つかり、姫路市書写の里・美術工芸館が取得し、現在に至っている。

以下、その袱紗について解説する。

本体は方形袱紗で絹の^{あわせ}三方縫い仕立て。寸法から考えて濃茶手前の時に茶碗に添えて出される「出し袱紗」に相当する。表裏にそれぞれ鹿を筒描きと思われる線で表現しているが、鹿を描いた線も藍に染まっているため、一見すると無地のように見える。これは最初に筒描きで鹿を描き、幾度か藍液に浸染した後、糊を落とし、さらに藍の浸染を繰り返したものと思われる。かち染は通常、20回以上の藍への浸染を繰り返すとされるので、その工程の一端を示すために、こうした表現を行った可能性がある。藍の色は深いが蓼藍特有のやや赤みのある自然な色合いに仕上がっており、藍を濃く見せるために一般に行われていた墨による安易な下染めは見られない。

作品は二重に紙で包まれているが、内側の包紙には木版で表に「かち染」の文字を、裏に藤原俊成の和歌「たのまはしかまのかちのいろをみよ あひそめてこそふかくなりぬれ」を墨摺りし、「播磨國姫路／相生家勘右衛門」の黒印を捺している。外側の包紙には表に「播磨染／御服紗絹」と墨書されるが、これは旧所有者がしつらえたものと思われる。

所見

姫路の工芸品のなかで、かち染のように平安時代まで遡ることのできるような歴史をもち、全国に名を馳せた工芸品は稀である。しかし、染織品は消耗性の高いもののため、江戸時代まで遡る歴史的資料は極めて数少ない。ましてや、中世以前にまで遡ることのできる資料が新たに見つかる可能性はほとんどないといつていい状況にある。しかも、染織品には通常名称を付した状態で保管されることがあまりないため、その作品が何かを証明することが困難である。こうした中で、江戸時代にはすでに廃れてしまっていたという姫路産のかち染資料が新たに見つかる可能性はさらに低く、万が一あったとしてもそれと証明することはできない。その点、本資料は江戸時代の復元品とはいえ、包み紙が伴うことで姫路産のかち染と証明される、

現在のところ唯一の極めて希少な資料である。現在でも、姫路で染織をされる方々の幾人かが、かち染の復興を図ろうと尽力されてきた経緯があるが、その際にも本資料が唯一の基準資料ともなってきた。それは今後も変わることがないであろう。

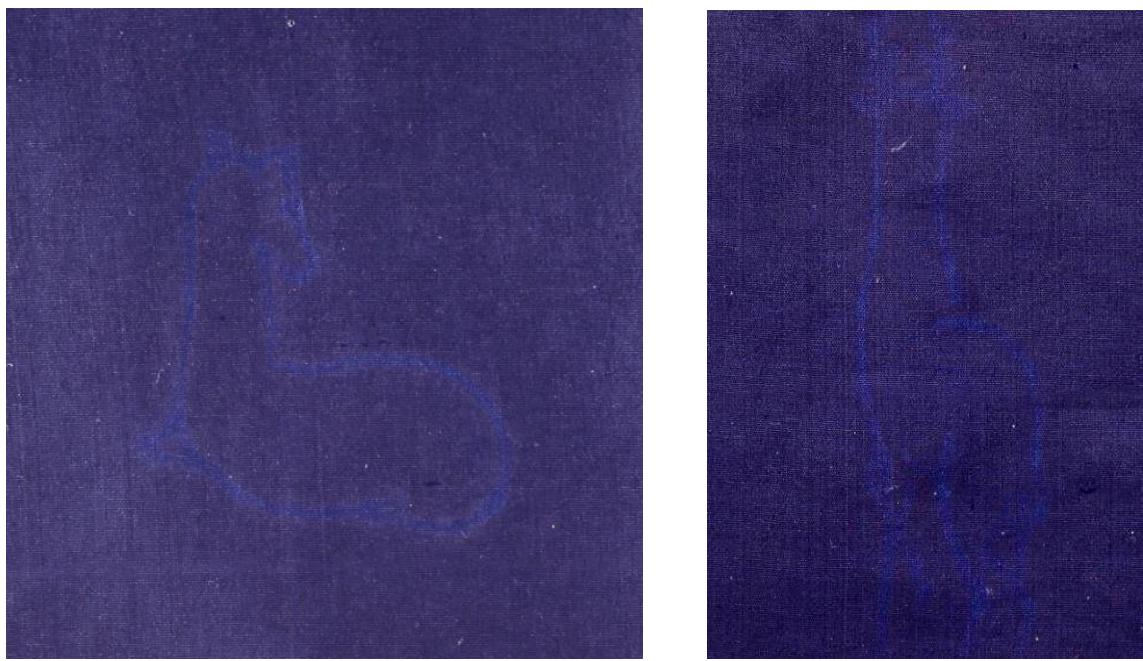
以上の理由から、「かち染袱紗」は姫路市の指定文化財に適したものと考えられる。

(姫路市文化財保護審議委員 山本 和人)

かち染袴紗（下）、包紙二枚（上）（左：内包紙、右：外包紙）



袴紗表裏各部分拡大（鹿の図柄）



※鹿の図柄が見えるように色調を補正

内包紙部分拡大（藤原俊成の和歌と相生屋の印）

